

児童手当現況届の提出について

問合せ すこやか子育て課
子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

令和4年現況届から、毎年6月の提出が原則不要になりました。

受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

ただし、例外的に引き続き現況届の提出が必要な方には、6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、毎年6月1日時点における状況について、現況届を記入して提出してください(郵送可・町ホームページの電子行政サービスからも手続きができます)。

※公務員の方は所属庁に提出してください。詳しくはこちら→



【児童手当について】

▶新規登録の手続き

出生・転入された際は請求日の翌月が支給開始月となります。

ただし、出生・転入の翌月に請求された場合でも、出生・転入の15日以内に請求手続きを行うと、特例として請求月が支給開始月になります。

【児童手当の抜本的拡充について】

制度改正により、児童手当の対象範囲や手当の額等について拡充される予定です。

詳しくは、今後広報紙や町ホームページ等でお知らせします。

熱中症を予防しましょう

問合せ 保健センター ☎992-3170

暑い季節が今年もやってきます。

熱中症は、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態です。屋外だけでなく、室内で何もしていないときでも発症しますので、日頃から体調に気をつけて、熱中症を予防しましょう。

また、ご近所同士で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

【熱中症予防のポイント】

1. 暑さを避ける
無理をせず、上手にエアコンや扇風機を使いましょう。
暑くなる日は、早めに涼しいところに避難しましょう。
2. こまめに水分補給
のどが渴いていなくても、水分・塩分を補給しましょう。

厚生労働省：
熱中症予防のための
情報・資料サイト→



- ・体調がおかしいと思ったら、涼しいところに避難して、医療機関に相談しましょう。
- ・高齢者や子ども、障がいのある方は、特に注意が必要です。



令和7年「松伏町二十歳を祝う会」

問合せ 教育文化振興課 ☎991-1873

▶対象 新たに二十歳になる方(平成16年4月2日～17年4月1日生まれ)で、次のいずれかに当てはまる方。

1. 松伏町在住の方
2. 松伏町内に住んでいたことがある方
3. 松伏町内の学校に通っていたことがある方

【実行委員を募集します！】

ご友人と一緒にの参加も大歓迎！みんなで盛り上げましょう！

▶活動内容 二十歳を祝う会の企画・準備・運営など。9月以降、月1回程度夜間に会議を行います。

①・②ご希望される方は教育文化振興課にお問い合わせください。

【開催のお知らせ】

▶日時 令和7年1月12日(日)

受付 12:00～12:45(リハーサルあり)

開会 13:00～15:00終了予定

▶場所 中央公民館 田園ホール・エローラ

※町外へ転出し、松伏町の式典に参加希望の方は教育文化振興課へご連絡ください。なお、内容等については変更となる場合があります。



令和6年二十歳を祝う会
実行委員の皆さん

実行委員として、式典の企画・運営に携わり、一生に一度の良い経験ができました。考えたイベントが、参加者に楽しんでもらえてとても嬉しかったです。一生の思い出になるので、ぜひ実行委員をやってみてください！